

質問回答書

契約番号： _____

件名： 横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託

番号	質問	回答
1	【業務説明資料_5 委託業務概要】 A区分ハーベストネクストグループの「ライン1」と「ライン2」はどのように違うのか。	本調理施設は、日本最大級の学校給食センターで、1日最大約28,000食の一般食を製造できます。これほど多くの食数を製造するにあたり、工程管理をしっかりと行うために、同じ設備等を備えたラインを施設内の左右に1つずつ設けています（各ラインで最大14,000食の一般食を製造）。そのため、施設設備上「ライン1」と「ライン2」に大きな違いはありません。 しかし、使用食材については別のラインとなりますので、2ライン間で食材を融通し合うことはできません。出荷先の学校も固定となり、どの食材を使って作った給食がどの学校に届けているか、トレースがとれるようになっていきます。教育委員会事務局への検食は、ラインごとに出すこととなります。
2	【業務説明資料_5 委託業務概要 (1) 月例巡回】 巡回日に制約はあるか。	月例巡回の具体的な日程は、各給食調理・配送等事業者と調整いただきながら決定となりますが、おおよそ第1週に1回目、第2週に2回目となるように設定いただく予定です。
3	【業務説明資料_5 委託業務概要 (3) 衛生管理に係る帳票類の点検・確認】 帳票類はラインごとの確認になるか。	ご認識のとおり、ラインごとの確認を想定しています。
4	【業務説明資料_5 委託業務概要_ (7) 献立作成補助】 「食材情報が正しく表示されているかの確認」とはどのように確認するのか。	全員給食が始まる令和8年度以降、安定的に日々の食材を調達できるよう、一般食用の食材は市内7ブロック、アレルギー代替食用の食材は市内2ブロックに分けて調達します。 保護者は、自身の子供が在籍する学校の、毎月の献立を専用アプリ上で確認することができます。 委託者は、前月中旬頃に各ブロックの献立情報をアプリに登録します。 受託者は、委託者が提供する使用食材が記載された献立表やアレルギー詳細の資料をもとに、アプリ上の献立・食材等の情報正しく表示されているか、ブロックごとの献立が取り違えて掲載されていないか等を確認していただきます。

5	<p>【その他】 横浜市中学校給食衛生管理基準（案）に『異物混入事故報告書』等の確認は衛生管理補助業者とある。業務説明資料には明記は無いが、業務に含まれるのか。</p>	<p>異物混入事故報告書やその他事故報告書等は、事故等が生じた場合に作成する書類ですが、作成があった場合は、業務説明資料「5 委託業務概要_③ 衛生管理に係る帳票類の点検・確認」に記載の「衛生管理に係る帳票類」に含むものとして、内容確認を行うとともに、確認を終えたら委託者に提出してください。</p>
---	---	--